

議決事項第1号

規則名	理由	要旨
教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則	<p>教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の施行する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> <p>1 規定の削除 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴い、免許更新制に係る規定を削る。 (第17条、第18条及び第19条)</p> <p>2 様式の削除 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴い、免許更新に係る様式を削る。 (第18号様式、第19号様式、第20号様式、第21号様式、第22号様式、第23号様式及び第24号様式)</p> <p>3 規定の整備 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴い規定を整備する。 (第2条、第3条、第4条、第20条及び第21条)</p> <p>4 施行期日 (1) 令和4年7月1日から施行する。 (2) その他所要の経過規定を置く。 (改正附則関係)</p>	

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則（案）
教育職員免許に関する規則（昭和四十二年十月奈良県教育委員会規則第九号）の一部
を次のように改正する。

改正法	改正法
「教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）」	平成十九年
「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律（平成十九年法律第九十八号））」	平成十九年
「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）」	改正省令
「免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）」	更新講習規

改正法	改正法
「教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）」	平成十九年

則

に改める。

第三条中「第十六条の二第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第四条中「第二項若しくは第六項」を「第二項若しくは第五項」とする。

第十七条から第十九条までを削る。

第二十条中「第二十五号様式」を「第十八号様式」に改め、同条を第十七条とする。

第二十一条を第十八条とする。

第十八号様式から第二十四号様式までを削り、第二十五号様式を第十八号様式とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の教育職員免許に関する規則の規定により現に提出されている申請書（第二十五号様式に限る。）は、この規則による改正後の教育職員免許に関する規則の規定により提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際この規則による改正前の教育職員免許に関する規則の規定により作成されている用紙（第二十五号様式に限る。）で残存するものについては、令和四年七月一日から当分の間、使用することができる。

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則(案)新旧対照表

改 正 案		現 行	
上欄	下欄	上欄	下欄
(関係法令の略称)		(関係法令の略称)	
第二条 この規則において、次の表の上欄に掲げる法令は、それぞれ下欄のとおり略称する。		第二条 この規則において、次の表の上欄に掲げる法令は、それぞれ下欄のとおり略称する。	
教育職員免許法(昭和二 十四年法律第百四十七号) 教育職員免許法施行法(昭 和二十四年法律第百四 十八号) 教育職員免許法施行規則 (昭和二十九年文部省令 第二十六号) 教育職員免許法施行法施 行規則(昭和二十九年文 部省令第二十七号) 教育職員免許法の一部を 改正する法律(昭和二十 九年法律第百五十八号) (削る)	免許法 施行法 免許法施行規則 施行法施行規則 改正法 (削る) (削る)	教育職員免許法(昭和二 十四年法律第百四十七号) 教育職員免許法施行法(昭 和二十四年法律第百四 十八号) 教育職員免許法施行規則 (昭和二十九年文部省令 第二十六号) 教育職員免許法施行法施 行規則(昭和二十九年文 部省令第二十七号) 教育職員免許法の一部を 改正する法律(昭和二十 九年法律第百五十八号) 公務員特例法の一部を改 正する法律(平成十九年 法律第九十八号) 教育職員免許法施行規則 の一部を改正する省令(平 成二十年文部科学省令第 九号) 免許状更新講習規則(平 成二十年文部科学省令第 十号) 更新講習規則	免許法 施行法 免許法施行規則 施行法施行規則 改正法 改正省令 更新講習規則
(授与等の願い出)		(授与等の願い出)	
第三条 免許法第五条第一項、第十六条第一項		第三条 免許法第五条第一項、第十六条の二第	

改 正 案	現 行
<p>第十六条の三、第十六条の四、第十七条又は附則第十一項の規定により普通免許状の授与を願い出る者及び第五条の二第三項の規定により新教育領域の追加の定めを願い出る者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、第五号から第七号までに掲げる書類は、必要ある場合に限る。</p> <p>一七 略</p> <p>(免許法による検定の願い出)</p>	<p>一項、第十六条の三、第十六条の四、第十七条又は附則第十一項の規定により普通免許状の授与を願い出る者及び第五条の二第三項の規定により新教育領域の追加の定めを願い出る者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、第五号から第七号までに掲げる書類は、必要ある場合に限る。</p> <p>一七 略</p> <p>(免許法による検定の願い出)</p>
<p>第四条 免許法第五条第一項、第二項若しくは第五項、第十七条、第十八条、附則第十八項又は改正法附則第二十項若しくは第二十一項の規定により普通免許状、特別免許状又は臨時免許状の授与のための教育職員検定を願い出る者及び第五条の二第三項の規定により新教育領域の追加の定めのための教育職員検定を願い出る者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、第七号から第十号までに掲げる書類は、必要ある場合に限る。</p> <p>一十 略</p> <p>(訓る)</p>	<p>第四条 免許法第五条第一項、第二項若しくは第六項、第十七条、第十八条、附則第十八項又は改正法附則第二十項若しくは第二十一項の規定により普通免許状、特別免許状又は臨時免許状の授与のための教育職員検定を願い出る者及び第五条の二第三項の規定により新教育領域の追加の定めのための教育職員検定を願い出る者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、第七号から第十号までに掲げる書類は、必要ある場合に限る。</p> <p>一十 略</p> <p>(更新講習の受講義務を課す者及び講習を受講できる者)</p>
	<p>第十七条 改正省令附則第三条第一号の規定により免許管理者が定める受講義務を課す者は、県内の公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き県内の教育委員会の職員となつてゐる者であつて、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 教育長の職にある者</p> <p>二 教育委員会の事務局に置かれる課等(学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を掌るものに限る。)</p>

改 正 案

現 行

①長その他これに準ずる職にある者

二 教育機関（学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を掌るものに限る。）の長その他これに準ずる職にある者

四 前二号に定める者のほか、県及び市町村教育委員会の職員のうち、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事する者

2 改正省令附則第三条第二号の規定により免許管理者が定める受講義務を課す教育の職にある者は、次の各号に掲げる者とする。

一 県内の公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き県、市町村又は県内の国立大学法人の職員となつてゐる者であつて、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者

二 県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは幼保連携型認定こども園を設置する学校法人又は幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事（以下「学校法人等の理事」という。）

三 二 前二号に準する者として教育長が認める者

3 更新講習規則第九条第一項第一号の規定により免許管理者が定める講習を受講することができる者は、第一項に規定する者とする。

4 更新講習規則第九条第一項第二号の規定により免許管理者が定める講習を受講することができる教育の職にある者は、次の各号に掲げる者とする。

一 県内の公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き国、県、市町村、県内の国立大学法

改 正 案

現 行

(削る)

人又は独立行政法人国立青少年教育振興機構国立曾爾青少年自然の家の職員となつている者であつて、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者

二 学校法人等の理事

三 前二号に準する者として教育長が認める者

(更新講習の免除対象者)

第十八条 免許法施行規則第六十一条の四第二号及び改正省令附則第十条第一項第二号の免許管理者が定める者は、前条第一項に規定する者とする。

2 免許法施行規則第六十一条の四第四号の免許管理者が定める者は、前条第四項に規定する者とする。

3 改正省令附則第十条第一項第四号の免許管理者が定める者は、前条第二項に規定する者とする。

4 免許法施行規則第六十一条の四第五号及び改正省令附則第十条第一項第五号に規定する表彰は、文部科学大臣表彰及び奈良県公立学校優秀教職員表彰実施要綱に定める個人の表彰であつて、有効期間の満了の日又は修了確認期限までの十年の間に行われたものとする。

(更新に係わる申請)

第十九条 普通免許状又は特別免許状を有する者は、免許法第九条の二第一項の規定により次に掲げる申請を行わなければならない。

一 免許法第九条の二第一項に規定する免許状更新講習の課程の修了による申請（第十八号様式）

二 免許法第九条の二第一項及び免許法施行

(削る)

改 正 案	現 行
	<p>規則第六十一条の四に規定する者の申請（ 第十九号様式）</p> <p>三 免許法第九条の一第五項及び免許法施行規則第六十一条の六に規定する有効期間の延長申請（第二十号様式）</p> <p>四 平成十九年改正法附則第二条第二項及び改正省令附則第九条第一項に規定する更新講習修了確認申請（第二十一号様式）</p> <p>五 平成十九年改正法附則第二条第二項第二号に規定する確認申請（第二十二号様式）</p> <p>六 改正省令附則第七条に規定する事由に該当する者の平成十九年改正法附則第二条第四項及び改正省令附則第九条第一項に規定する修了確認期限の延期申請（第二十三号様式）</p> <p>七 改正省令附則第十条第一項の規定に該当する者の平成十九年改正法附則第二条第五項括弧書及び改正省令附則第九条第一項に規定する免許状更新講習の受講免除申請（第二十四号様式）</p>
（授与証明書の願い出）	（授与証明書の願い出）
<p>第十七条 授与証明を願い出る者は、教育職員免許状授与証明書交付願（第十八号様式）を県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>（その他）</p>	<p>第十二条 授与証明を願い出る者は、教育職員免許状授与証明書交付願（第二十五号様式）を県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>（その他）</p>
第十八条 （略）	第二十一条 （略）

改正案

(削る)

第18号様式

奈良県教育委員会 様
第18号様式
有効期間更新申請書(免許状更新講習の終了によるもの)

(フリガナ 氏名)		生年月日	年 月 日
勤務(学年)校・機関	職名		
現住所	電話	本籍地	

* 勤務(学年)校・機関及び職名は、記入できない場合は空欄のままでください。
免許状更新講習の講習を修了したため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定により、免許状の有効期間の更新を申請します。

【有する免許状】

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載受許状に記載の本籍地

- 注
1 免許状の写し、授与権者が施行する授与證明書又は有効期間更新證明書(有効期間が延長されている場合は有効期間延長證明書)のいずれかを添付してください。
2 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

【終了又は修了した免許状更新講習】

領域	開設者	終了(開校)年月日	免除許可
必修領域			
選択必修領域			
選択領域			

- 注
1 開設者が施行する免許状更新講習修了証明又は更新講習終了履修証明書を添付してください。
2 「対象免許」欄には、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭)免許状に
該する講習であれば「是」、義務教育免許状に該する講習であれば「是」、栄養師免許状に対応
する講習であれば「是」に〇印を記入してください(複数に〇印を記入することも可)。

改正案

(削る)

第19号様式

第19号様式 (第17条の3 関係)

有効期間更新申請書 (免許状更新認習受講免除によるもの)

東京都教育委員会 段

氏名 （フリガナ）	年月日	生年月日	年月日	年月日
性別・性別	職名			
現在所	花名	本籍地		

※ 教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者は、委託を行った者も記入してください。

1 免除事由：

免許状種類	免許状番号	授与年月日	授与機関	免許状に記載された氏名	免許状に記載された本籍地

【注意事項】
免許状の写し、授与機関が発行する授与証明書、有効期間更新証明書（有効期間の延長されている場合は有効期間延長証明書）又は該形状の写しのいずれかを添付してください。

有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

〔證明者記入欄〕 ※ 上記1の免除事由に該当することの証明のためご記入ください。

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者に該当することを証明する。

年 月 日

印

改正案

(削る)

第20号様式

第20号様式(第17条の3関係)

有効期間の延長申請書

奈良県教育委員会 段

(フリガナ 氏名)	生年月日
勤務校・施設 現住所	職名
	電話
	本籍地

教育職員免許法9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則第61条の5に規定する事由に該当するため、教育職員免許法第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則第61条の5の規定により、免許状の有効期間の延長を申請します。

1 有する免許状

種類	免許番号	授与年月日	授与機関	免許状に記載免許状の本籍地

【注意事項】

免許状の写し、授与機関は有効期間更新証明書(有効期間の延長されいる場合は有効期間延長証明書)のいずれかを添付してください。
有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

2 延長事由:

- 3 延長前の有効期間終了日: 年 月 日
 4 延長を申請する有効期間終了日: 年 月 日

(説明者記入欄) * 上記2の延長事由に該当することの證明のため記入ください。
 上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の5に規定する事由に該当することを証明する。

印

案正改

(二)

行現

第21号様式

(表) 更新練習條了確認申請書

襄陽縣教育委員會

(アリガナ 氏名)	年月日	年 月 日
新潟市起校・現居 場所	籍名	
現住所	電話	本籍地

* 鳴病(予定) 校・熱岡及び最名は、記入できない場合は空欄のままとしてください。

第2項の規定により、先ず該行更なる詳解を正したごとに於て20年の権利を申立てます。

1 免許状の所し、営業権者が施行する検査明章、更新検査に係る認証明又は教育訓練免許法及び
営業公取規則第16条の一部を除く場合は(平成19年法律 第35号)、附則第3項第3号の様式
による。但し、前項に規定する検査は新規登録免許證、若くは海事認可證が発給されている場合は
該認可證明(前項免許されない場合は新規登録免許證)のうちいかかを添付してください。
新規登録免許證(前項免許されない場合は新規登録免許證)のうちいかかを添付してください。

卷之三

領域	開拓者	移入者(移出者)	年月日
公能領城			年月日
還折公能領城			年月日
還折領城			年月日

改正案

現行

(削る)

(25)
更新料申込書
更新料申込書

奈良県収入延滞をはつてください。

氏名

〔有する免許〕(複数)			
種類	免許状番号	授与年月日	授与者
			免許状に記載された者の本籍地

改 正 案

(削る)

第22号様式

(注)
第22号様式
教育職員を許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)
附則第2条第3項第3号の確認申請書

奈良県教育委員会 廷		年 月 日
氏名 「フリガナ」 勤務予定校・機関	生年月日 籍名	年 月 日
現住所	電話	本籍地

* 職務(子定)校・機関及び籍名は、記入できない場合は空欄のままとしてください。

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号に規定する講路を申請します。

[持する免許状]

種類	免許状番号	授与年月日	授与者	免許状に記載した免許状の本籍地

- 注 1 免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新証明書了承認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一端を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第3条第3項第3号の保護監督書(前回免除された場合は更新証明書、終了確認書)附則第3条第3号の保護監督書(前回免除された場合は更新証明書、終了確認書)のいずれかを添付してください。
2 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

[終了又は開始した免許状更新試験]

領域	開設者	終了(開始)年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	教・英・樂
選択必修領域		年 月 日	教・英・樂
選択領域		年 月 日	教・英・樂

開設者が施行する免許状更新試験終了證明書又は更新試験終了確認証明書を添付してください。

注

改 正 案	現 行																																													
(削る)																																														
<p style="text-align: right;"><u>(III) 更新証明書了承認申請書</u></p> <p>教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号） 附則第2条第4項第3号の確認申請書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100px; margin-top: 10px;"></div>																																														
<p style="text-align: right;">氏 名 _____</p> <p style="text-align: right;">英語表記をはつてください。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100px; margin-top: 10px;"></div>																																														
<p style="text-align: right;">[有する免許状]（複数）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">種類</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">免許番号</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">授与年月日</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">授与機関</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">免許状に記載免許状の本所地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>		種類	免許番号	授与年月日	授与機関	免許状に記載免許状の本所地																																								
種類	免許番号	授与年月日	授与機関	免許状に記載免許状の本所地																																										

改正案

(削る)

第23号様式

第23号様式(第17条の3 関係)

(注)
修了確認期限延定期申請書

奈良県教育委員会 段

(フリガナ 氏名)	生年月日
鶴勝政・根園	姓 名
現住所	電話
	本籍地

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「改正省令」という。）附則第3条の規定する事由に該当するため、教育職員免許法及び教育省公務員免許法及び改する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第4項及び改正省令附則第9条第1項の規定により、修了確認期限の延期を申請します。

1 有する免許状

種類	免許状番号	発与年月日	授与機関	免許状に記載免許状の本籍地

【注意事項】
免許状の写し、授与機関が発行する授与證明書、更新申請書了確認證明書又は教育職員免許法及び公務員免許法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第3条の規定による場合に該当する場合は更新申請書免除證明書、若しくは修了確認期限延定期申請書のいずれかを添付してください。
有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に入力してください。

2 延期事由：

3 延期前の終了確認期限： 年 月 日

4 延期を申請する終了確認期限： 年 月 日

【證明者記入欄】 ※ 上記2の延期事由に該当することの證明のためご記入ください。
上記の者は、改正省令第7条第1項に規定する事由に該当することを證明する。

年 月 日 印

改 正 案

(削る)

様式24号

第24号様式

(考)
免許状更新講習受講免除申請書

奈良県教育委員会 講習

氏名 （アリガタ）	生年月日	年 月 日
職務 ・機関 （義務校・教員）	職名	
現住所	電話	本籍地

教育監視 免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「改正省令」という。）附則第10条第1項に規定する者に該当するため、専修学校免許生及び教官免許生の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第6項指揮官及び改正省令附則第9条第1項の規定により、免許状更新講習の受講の免除を申請します。

1 免除理由：

※ 教科を受けたことによる場合は、教科を行った主体も記入してください。

2 有する免許 種類	免許状番号	授与年月日	授与機関	免許状に記載免許状の本籍地 の氏名

【注意事項】
 免許状の算定し、授与機関が発行する授与證明書、更新講習修了確認證明書、教育監督免許法及び教育官免許法施行規則の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項の確認證明書（前回免許状が更新講習が実施されている場合は併了確認證明書）、又は教官免許の年次のいずれかを添付してください。
 有する免許状が上記以外にある場合、現余の免許状について、同じ様式で改面してください。

（证明書類入欄） ※ 上記1の免除事由に該当することの証明のためご記入ください。
 上記の者は、改正省令附則第10条第1項に規定する者に該当することを証明する。

年 月 日

印

